

飯山市食の町屋指定管理者募集要項

1 趣旨

この要項は、飯山市食の町屋に係る令和7年(2025年)7月からの新たな指定管理者について、公募により選定するため必要な手続等について定めたものです。

新たな指定管理者においては、寺町の趣を活かし、地域食材を活用した食の提供等を行うものとします。

2 施設の概要

名 称	飯山市食の町屋
住 所	飯山市大字飯山 3052 番地
建物の構造	木造平屋建 延床面積 100 m ² 高さ 6.5m
施設の内容	客間、厨房、トイレ、倉庫、駐車場等

3 応募資格

指定管理者に応募できる者は、次のすべての要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）です。

なお、法人等とは、株式会社、NPO法人、その他規約を有する任意団体等組織とし、個人での応募はできません。

(1) 事業実績のあるもの

飲食業等の営業の実績があり、健全な経営を行っているものであること。

(2) 許認可の取得

飯山市食の町屋の業務にあたり、食品衛生法等の関係法令等の規定に基づく許認可（届出を含む）が必要であるため、応募の時点においてそれらを取得可能な法人等であること。また、営業に関し法律上必要とされる資格を有する者を従事させることができる法人等であること。

(3) 市税その他市に対する納付金を滞納していないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定があつた者でないこと。

(5) 次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の規定する暴力団員

4 公募条件

(1) 指定管理の期間

令和7年(2025年)7月1日から令和12年(2030年)3月31日までとします。
ただし、更新できるものとします。

(2) 責任分担

次に掲げる経費は事業者の負担とします。

ア 光熱水費

イ 施設の維持管理に関する費用

ウ 施設の除排雪に関する費用

エ 家財等への保険に関する費用

オ 食器・調理器具等備品に関する費用

その他、管理運営業務に関する責任分担については、別表「責任分担表」のとおりとします。

(3) 備品等

別紙に示す備品等を使用いただけます。なお、本業務実施のために新たに備品等が必要となった場合の購入又は調達については、事業者の負担とします。

(4) 管理経費の額

施設及び備品の損耗料として、月額50,000円を市に納入いただきます。

5 運営条件

(1) 運営全般にかかわる遵守事項

「飯山市食の町屋条例」を遵守すること。

(2) 開館時間

午前10時～午後10時

※開館時間及び休館日は、市長の承認を受け変更することができることとします。

(3) 指定管理施設の「飯山市食の町屋」において、寺町としての趣を活かし、地域の食材を活用した食の提供(軽食可)を安定的な経営で行うこと。

(4) 食品衛生法、施設管理上の諸規則その他法令、規則等を遵守すること。

(5) 問い合わせ、苦情等については、事業者の責任において迅速に対応すること。

(6) 市や関係自治会組織と連携していく意思のあること。

(7) 施設の改修については、事前に市に相談すること。

6 応募手続き

(1) 申請の方法及び期限

- ・申請様式 様式第1号 飯山市公の施設の指定管理者指定申請書
様式第2号 飯山市公の施設事業計画書
下記の書類を添付ください。
 - ① 当該施設の管理に関する業務の収支予算書
 - ② 定款又は登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
 - ③ 団体の事業内容、経営状況等説明する書類
 - ④ 営業に関する資格・免許等の写し
 - ⑤ 納税証明書
- ・提出部数 各2部
- ・提出期限 令和7年2月28日（金）
- ・提出方法 持参又は郵送とし、郵送の場合も上記提出期限までに必着のこと。
- ・提出先 〒389-2292 飯山市大字飯山 1110 番地 1
飯山市役所 経済部商工観光課 観光係

7 事業者の選定

(1) 書類審査（1次審査）

「様式第2号」飯山市公の施設事業計画書について書類の審査を行います。

(2) プレゼンテーション及び試食による審査（2次審査）

書類審査後、「様式第2号」飯山市公の施設事業計画書に基づくプレゼンテーションと試食審査を行う予定です。

- ・期日は令和7年3月中旬を予定し、日程は別途通知します。

事業者の決定

プレゼンテーション及び試食の内容等について総合的に評価を行い、事業者を内定します。

8 選定結果の通知及び公表

選定の結果は、書面により通知します。併せて、内定した事業者について、その法人名等を公表します。議会の議決を経て、指定管理者として指定します。

9 その他特記事項

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 当公募への応募に際し、知り得た当方の情報等は、他に漏らさないでください。
- (3) 当方が追加資料の提出等を依頼した場合は、必ず応じてください。
- (4) 「飯山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」及び「飯山市公

の施設の指定管理者の指定の「手続等に関する条例施行規則」を遵守すること。

10 問合せ先

飯山市役所 経済部商工観光課 観光係

電話 0269-67-0731

F a x0269-62-6221

E-mail : shoukan@city.iiyama.nagano.jp

別表 責任分担表

種 類	内 容	負担者	
		甲（飯山市）	乙（指定管理者）
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
税制変更	一般的な税制変更		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
政治・行政的理由による事業変更	政治・行政的理由から、管理運営業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費	○	
施設・設備の保守、修繕	施設の基本的な欠陥に関するもの	○	
	1 箇所の修繕に要する費用が 20 万円未満の場合		○
	1 箇所の修繕に要する費用が 20 万円以上の場合（ただし緊急の場合は甲乙協議の上決定）	○	
	備品の購入及び修繕		○
	建物火災保険	○	
個人情報保護	乙の責めに帰すべき事由により情報が漏洩し、又はこれに伴い犯罪が発生		○
事業終了時等の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中に業務を廃止した場合における指定管理者の撤収費用		○

飯山市食の町屋 備品台帳

No.	備 品	数量	所在地又は保管場所
1	作業台（両面引戸）	1	飯山市食の町屋
2	1 槽シンク	1	飯山市食の町屋
3	ソイルドテーブル	1	飯山市食の町屋
4	食器洗浄機	1	飯山市食の町屋
5	クリーンテーブル	1	飯山市食の町屋
6	冷凍冷蔵庫	1	飯山市食の町屋
7	卓上ガステーブル	1	飯山市食の町屋
8	調理台	1	飯山市食の町屋
9	1 槽シンク	1	飯山市食の町屋
10	ガスフライヤー	1	飯山市食の町屋
11	ドロワーテーブル冷蔵庫	1	飯山市食の町屋